

加工施設再編等緊急対策事業 実施要領の制定について

〔 2 7 生 産 第 2 3 9 9 号
2 7 政 統 第 5 0 3 号
平 成 2 8 年 1 月 2 0 日
農林水産省生産局長
農林水産省政策統括官 通知 〕

加工施設再編等緊急対策事業については、先に加工施設再編等緊急対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2397号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり加工施設再編等緊急対策事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

加工施設再編等緊急対策事業実施要領

制定 平成28年 1 月20日付け27生産第2399号

27政統第503号

農 林 水 産 省 生 産 局 長

農 林 水 産 省 政 策 統 括 官 通 知

第1 趣 旨

加工施設再編等緊急対策事業の実施については、加工施設再編等緊急対策事業実施要綱（平成28年 1 月20日付け27生産第2397号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業内容

本事業は、次に定めるとおり、食肉処理施設再編合理化事業、製粉工場等再編合理化事業、精製糖工場等再編合理化事業、乳業工場機能強化事業及び再編合理化等推進事業により構成され、各事業ごとの取組内容、事業実施主体等は、別記 1 から別記 5 までに定めるとおりとする。

1 食肉処理施設再編合理化事業

別記 1 に定めるとおりとする。

2 製粉工場等再編合理化事業

別記 2 に定めるとおりとする。

3 精製糖工場等再編合理化事業

別記 3 に定めるとおりとする。

4 乳業工場機能強化事業

別記 4 に定めるとおりとする。

5 再編合理化等推進事業

別記 5 に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、平成28年 1 月20日から施行する。

(別記1)

食肉処理施設再編合理化事業

第1 取組の概要

本取組においては、食肉処理施設の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。

1 食肉処理施設の再編合理化

食肉処理コストの低減等に向けた産地食肉センターの新設又は改修

2 食肉処理施設の廃棄

食肉処理コストの低減等に向けた食肉処理施設の廃棄

第2 取組の実施基準等

1 食肉処理施設の再編合理化

- (1) 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- (2) 国等の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の補助の対象としない。
- (3) 補助対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

- (4) 第1の1の事業を行う施設（以下「再編合理化施設」という。）の、整備の一般基準は、次のとおりとする。

ア 補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

(ア) 機械器具設備

搬入、けい留、と畜、解体、内臓処理、部分肉加工、搬送、懸肉、冷蔵、冷凍、保管、出荷、給水、排水・汚水処理、衛生管理、副産物等処理、TSE対応、その他食肉の処理加工に必要な設備の整備

(イ) 上屋等

食肉処理施設の建築物、病畜棟、環境保全施設その他食肉の処理加工に必要な建築物の整備

(ウ) その他

機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費

イ 補助対象施設の基準等

- (ア) けい留施設は、生体検査場所を含むものとする。

- (イ) と畜解体・内臓処理施設は、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1

項の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。

(ウ) 冷蔵冷凍施設は、その全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあつては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあつては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力をいう。）を有する冷却施設を備えた冷蔵庫であつて、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日分以上で枝肉懸吊装置等を備えていることとする。

なお、保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。

(エ) 汚水処理施設は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に基づき定められた排水基準以下まで処理し得る能力を有すること。

ウ 補助対象とする施設の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。

エ 補助の対象とする施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等を行うことができるものとする。

オ 施設の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、アンケート調査等により農業者の施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより適切な能力・規模の決定を行うものとする。

さらに、コストの低減を図る観点から、施設の利用を十分推進し、効率的な生産体制の確立に資するよう配慮するものとする。

加えて、必要に応じ、施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう、処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

カ 施設の整備に対する補助は、再編統合に伴う施設整備を支援対象とし、施設の附帯施設のみの整備については、補助の対象外とする。

キ 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、補助の対象外とする。

(5) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次のとおりとする。

ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務所長。以下「地方農政局長等」という。）と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつても同様とする。

イ 当該施設の受益農家は、原則として、5戸以上とする。

ウ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

エ 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

（６）整備事業の上限事業費

次により計算される額を超える部分については、補助の対象外とする。

6,000千円×1日当たりの処理能力頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）

（７）施設の利用料金は、原則として施設の管理運営に必要な範囲で設定することとする。

２ 食肉処理施設の廃棄

（１）食肉処理施設の廃棄

ア 第１の２の事業を行う施設（以下「廃棄施設」という。）は、食肉の流通合理化に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）において、廃棄する旨が記載された施設及びその設備であること。

イ 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編実行計画が策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。

ウ 補助対象経費には食肉処理施設の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地に限る。）に係る経費についても含めることができるものとする。

（２）廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

ア 補助対象は、第２の１の（４）のアの（ア）及び（イ）に掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下同じ。）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97条。以下同じ。）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第１項第２号ロ又は法人税法施行令第48条第１項第２号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の２第１項第２号ロ又は法人税法施行令第48条の２第１項第２号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。

イ 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該食肉処理施設においてアの耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、アの要件を満たすものに限り、補助対象とすることができる。

ウ 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

(ア) アの施設等又はイの設備（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

(イ) 当該廃棄施設が、営業年度の途中において食肉処理を休止する場合には、当該事業実施年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α ：減価償却額

β ：当該廃棄施設の食肉処理を休止した当該営業年度末における減価償却見込額

γ ：当該廃棄施設の食肉処理を休止した当該営業年度の期首から食肉処理休止月までの間の月数（1か月に満たない月は、これを1か月とする。）

(ウ) 廃棄施設が、当該事業実施年度の前年度において既に食肉処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該事業実施年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

(エ) 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

(オ) 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについてア、イ、ウの（ア）から（ウ）まで及びウの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

エ 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（ア）から（ウ）までの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

オ 廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。

なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいといえないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

第3 事業実施主体

- 1 実施要綱別表の事業実施主体の欄の民間事業者は、原則として、5戸以上の一般の農家の利用が確実な施設であること。
- 2 実施要綱別表の事業実施主体の欄の廃棄施設協議会は、次の要件を全て満たすこと。
 - (1) 都道府県、市町村、農業関係機関等（農業協同組合等）、当該施設に係る再編合理化の計画に関する全ての食肉処理施設により構成されていること。

このうち、市町村は必須の構成員とする。なお、協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、該当する全ての市町村を必須の構成員とする。

ただし、都道府県を構成員とする場合には、この限りではない。
 - (2) 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「廃止協議会規約」という。）が定められていること。
 - (3) 廃止協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第4 採択要件

1 食肉処理施設の再編合理化

採択要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該施設整備が複数の既存施設の統合再編を伴うものであることとする。
- (2) 当該施設の新設又は改修は、流通合理化計画に基づくものであることとする。
- (3) 事業実施主体は、当該施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画（以下「整備計画」という。）を作成し、都道府県知事による承認を受けていることとする。
- (4) 当該施設を整備後の1日当たりの処理能力（肥育豚換算）がおおむね1,400頭以上の規模となることとする。
- (5) 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44条）別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副産物の区分管理等TSEに対応した体制が確立していること又は確立することが確実に見込まれることとする。
- (6) 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であることとする。
- (7) 豚の処理工程を新たに整備する場合にあっては、その他の畜種の処理工程と分離されていることとする。

2 食肉処理施設の廃棄

採択要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該施設の廃棄は、流通合理化計画に基づくものであることとする。
- (2) 事業実施主体は、当該施設の廃棄について、流通合理化計画に基づく廃棄計画（以下「廃棄計画」という。）を作成し、都道府県知事による承認を受けているこ

ととする。

3 その他

事業の採択に当たっては、食肉処理施設の再編合理化にあつては、施設の廃棄を伴う計画を優先するとともに、食肉の輸出やと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第7条第1項に定める危機分析・重要管理点方式等を用いて衛生管理を行う計画を優先し、食肉処理施設の廃棄にあつては、食肉処理施設の再編合理化に伴う計画を優先するとともに、食肉を現に処理している食肉処理施設又は前年度において処理実績を有する食肉処理施設の計画を優先する。

第5 成果目標及び目標年度

- 1 実施要綱第4の生産局長等が別に定める成果目標は、本事業を実施することによる食肉処理コストの低減額を指標として設定するものとする。
- 2 成果目標の目標年度は、事業実施年度から5年以内に設定するものとする。
- 3 成果目標は、再編合理化計画に記載するものとする。

第6 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

- （1）実施要綱第5に基づく、食肉等整備事業における事業実施計画の作成及び申請は、別記様式第1号により行うものとする。
- （2）事業実施主体は、（1）により策定した事業実施計画を地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

2 再編合理化計画の作成

- （1）事業実施主体は、再編合理化計画を別記様式2号別添により作成するものとする。
- （2）事業実施主体は、（1）により作成した再編合理化計画を地方農政局長等に提出し、承認を受けるものとする。
- （3）再編合理化計画の変更は、1に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引き下げに伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。
- （4）再編合理化計画の計画期間は、3年以内とする。

3 地方農政局長等の承認

地方農政局長等は、事業実施計画を承認する場合には、財政法（昭和22年法律第34号）第34条の2の財務大臣の承認の後、事業実施主体に対し、別記様式第3号により通知するものとする。それ以外の事業実施主体に対しては、承認がされなかった旨を通知するものとする。

4 管理運営

（1）管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

（2）管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、事業実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

第7 事業実施状況の報告

実施要綱第6に基づく事業実施状況の報告については、次に掲げる方法で実施するものとする

1 事業実施状況の報告

実施要綱第6に基づく事業実施状況の報告は、事業開始年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況について、報告に係る年度の翌年度7月末日までに別記様式第4号により行うものとする。

2 国は、事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じて、事業実施状況に関し、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

3 事業実施状況に対する指導等

地方農政局長等は、1による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

4 地方農政局長等は、3の指導を行うに当たっては、事業において導入した施設等について、適正かつ効率的に運用されていないと判断される次の(1)又は(2)の場合に、事業実施主体に対し改善の指導を行うものとする。

(1) 食肉処理施設の稼働率が70%未満の状況が3年間継続している場合

(2) 食肉処理施設の収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

注：収支率 = 事業収益 / 事業支出

第8 事業の評価

実施要綱第7に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第5号に

より、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、別記様式第6号によりその報告内容を点検するものとする。

また、点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画との整合等を確認するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

(3) (2)により地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、2による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない等、当初の計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断された場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別紙様式第7号に定める改善計画を作成させるものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、1年間目標年度を延長し、再度、1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

4 その他

地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第9 その他

1 不正行為等に対する措置

国は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

また、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

3 と畜残さ等の有効活用

産地食肉センターの整備を実施する場合にあっては、と畜残さ等について再資源化等の有効活用に努めるものとする。

4 HACCPの導入

と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第7条第1項に定める危機分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の基準による衛生管理に努めるものとする。

(別記2)

製粉工場等再編合理化事業

第1 事業の概要

本事業は、国内産の小麦、大麦及びはだか麦（以下「国内産麦」という。）の持続的かつ安定的な受入体制を確立するため、製粉工場、精麦工場及び麦茶製造工場（以下「製粉工場等」という。）における製造コストの削減や効率的な加工体制の構築を図るための取組を支援するものとする。

本事業においては、製粉工場等の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては第7の1に定める製粉工場等再編合理化事業実施計画書（以下「事業実施計画書」という。）を作成しなければならない。

1 製粉工場等の合理化

(1) 製粉工場等の廃棄・撤去

- ア 製粉業等（製粉業、精麦業及び麦茶製造業をいう。以下同じ。）の廃棄を伴う製粉工場等又は施設等の廃棄・撤去
- イ 製粉業等の廃棄を伴わない製粉工場等の廃棄・撤去
- ウ 製粉工場等の一部の施設等の廃棄・撤去

(2) 契約済麦の引取円滑化

契約済麦（(1)の取組の対象となった製粉工場等を所有する製粉企業等（製粉企業、精麦企業及び麦茶製造企業をいう。以下同じ。）が生産者団体等との間で民間流通麦促進対策実施要領（平成11年9月1日付け11食糧業第596号（企画・加食・計画）食糧庁長官通知。以下「民間流通要領」という。）に基づき締結したは種前契約の対象である国内産麦であって、製粉工場等の廃棄前までに使用しなかったものをいう。以下同じ。）の确实かつ円滑な引取りの促進

2 製粉工場等の体質強化

製造コストの削減に向けた製粉工場等の施設等の整備（これに伴う設備の移転を含む。）

3 製粉工場等の多角化

高付加価値化及び製造コストの削減に向けた製粉工場等の事業の多角化を目的とした施設等の整備（これに伴う設備の移転を含む。）

第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は

既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。

- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- 3 第1の2及び3の補助の対象となる機械器具設備は新品に限るものとし、第1の1の（1）及び2の取組においては、既存の機械器具設備の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）は、本事業の補助の対象外とする。
- 4 施設の附帯施設のみの整備については、補助の対象外とする。
- 5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。

第3 事業実施主体

実施要綱別表の事業実施主体の欄の製粉企業、精麦企業及び麦茶製造企業は、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

- 1 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に定めるものをいう。以下同じ。）に限ること。
- 2 輸入麦及び民間流通麦（民間流通要領第2の2に定めるものをいう。）の買受実績について、平成24年度から平成26年度までの間の年間平均数量が、小麦で100トン以上又は大麦で10トン以上の製粉企業等であること。
- 3 事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。

第4 成果目標等

事業の成果目標等の内容は別表1に定めるとおりとし、実施要綱別表の採択要件の政策統括官が別に定める要件は、別表2に定めるとおりとする。

第5 補助対象要件等

実施要綱別表の事業内容の欄の2の取組に係る補助対象要件等は、次のとおりとする。

- 1 製粉工場等の合理化
 - （1）製粉工場等の廃棄・撤去
 - ア 補助対象となる製粉工場等

補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画において、施設等の廃棄・撤去を行うこととしている製粉工場等（以下「廃棄工場」という。）とする。

イ 補助対象経費

（ア）施設等の廃棄・撤去

補助対象は、２の（２）に掲げる施設等の廃棄・撤去に要する経費（他の製粉工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。

なお、廃棄工場の施設等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、製粉工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。

（イ）廃棄に係る製粉工場等の施設等の残余財産相当額の補填

a 補助対象は、２の（２）に掲げる製粉工場等の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。

b 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該製粉工場等において a の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、a の要件を満たすもの限り、補助対象とすることができる。

c 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

（a） a 又は b の施設等（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄工場の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

（b） 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

(c) 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて a、b 並びに c の (a) 及び (b) の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

d 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。事業実施計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が c の (a) の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

(2) 契約済麦の引取円滑化

ア 補助対象となる製粉企業等

補助対象となる製粉企業等は、事業実施計画において、廃棄工場を所有する製粉企業等の契約済麦について、当該製粉企業等に代わって引き取り、契約済麦の円滑な流通に寄与する製粉企業等（以下「契約済麦引取企業等」という。）とする。

イ 補助対象経費及び補助率

(ア) 契約済麦引取企業等が廃棄工場の契約済麦を引き取る際に必要となる流通経費（廃棄工場の保管サイロ又は産地の生産者サイロ等の契約済麦の保管場所から契約済麦引取企業等の保管サイロまでの輸送運賃及び庫入出料）の実費を補助することとする。ただし、契約済麦に対して、民間流通要領第4の1の(1)の力の(エ)に基づき、民間流通連絡協議会において決定される条件付契約麦に対する生産者負担金（県間流通麦を引き取る場合の負担金という。）が、生産者から支払われる場合には、当該負担金の額を控除するものとする。

(イ) 補助率は、定額とする。ただし、補助金は1,000円／トンを上限とする。

2 製粉工場等の体質強化

(1) 補助対象となる製粉工場等

補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画（第1の1の(1)のアの取組が再編合理化計画に含まれているものに限る。）において、製造コストの削減に向けた効率的な加工体制を構築するために施設等の整備を行うこととしている製粉工場等とする。

(2) 補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

a 機械器具設備

受入、加水、製造、計量、保管・貯蔵、搬送、排水・汚水処理、電気・動力、制御、配管、給水、換気・空調、分析等に係る設備及びその他製粉、精麦及び麦茶の製造に必要な設備の整備

b 上屋等

製造施設等を覆うために必要な建築物、制御棟（室）（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）及びその他必要な建築物の整備

c その他

機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費及び諸経費

3 製粉工場等の多角化

（１）補助対象となる製粉工場等

補助対象となる製粉工場等は、事業実施計画（第１の１の（１）のいずれかの取組が再編合理化計画に含まれているものに限る。）において、高付加価値化及び製造コストの削減に向けて事業を多角化するために施設等の整備を行うこととしている製粉工場等とする。

（２）補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

a 機械器具設備

麺、パン、プレミックスの製造に係る設備及びその他麦加工品の製造に必要な設備の整備

b 上屋等

２の（２）の b に掲げる経費

c その他

２の（２）の c に掲げる経費

第６ 補助金の上限

本事業に係る補助金の上限は、１事業実施計画当たり５億円とする。

第７ 事務手続

１ 事業実施計画の作成等

（１）事業実施計画の作成

実施要綱第５の１に基づく事業実施計画は、別記様式第１号により作成するものとする。

(2) 再編合理化計画の作成

ア 再編合理化計画の趣旨

事業実施計画に添付する再編合理化計画については、国内産麦の持続的かつ安定的な受入体制を確立するため、製粉企業等において、既存の製造施設等を再編合理化することにより、製造コストの削減、高付加価値化等を行い、もって効率的な加工体制を構築することを旨とした計画とする。

イ 再編合理化計画策定主体

再編合理化計画は、事業実施主体が策定する。

なお、再編合理化計画の策定に当たっては、あらかじめ、関係各所と十分な調整、協議を行った上で作成するものとする。

ウ 再編合理化計画の作成

再編合理化計画は、別記様式第1号により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から3年度以内とする。

(3) 事業実施計画の承認等

ア 事業実施主体は、(1)により作成した事業実施計画及び(2)のウにより作成した再編合理化計画を、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に提出するものとする。

イ 政策統括官は、事業実施計画の承認を行うに当たっては、承認された事業実施主体に対し、別記様式第2号により、承認した旨を通知するものとし、承認されなかった事業実施主体に対しては、承認しなかった旨を通知するものとする。

(4) 事業実施計画書の変更

実施要綱第5の1の(2)の生産局長等が別に定める計画の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業費の30%を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増

イ 事業の中止又は廃止

ウ 事業実施主体の変更

エ その他政策統括官が必要と認める場合

2 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、本事業の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第3号により、本事業の実施状況を政策統括官に報告するものとする。

(2) (1)の報告を受けた政策統括官は、その内容について検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業

実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業実施結果の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況については、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1) 事業実施主体による事業評価の実施

事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第4号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、政策統括官に報告するものとする。

(2) 政策統括官による事業評価

ア (1) により報告を受けた政策統括官は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 政策統括官は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ イにより政策統括官から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し速やかに政策統括官に報告するものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

政策統括官は、(2) による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

(4) その他

政策統括官は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第8 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設等が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めるこ

とができるものとする。

(別表 1)

成果目標等
1 成果目標 (1) 成果目標は、次に掲げる目標を設定するものとする。 ア 本事業の実施後の製品重量当たりの製造コストを 5 %以上削減 イ 本事業の実施後の工場における稼働率を 5 ポイント以上増加 ウ 本事業の実施後の事業実施主体の国内産麦の引取量増加 (2) 第 1 の 1 の (1) のアの取組のみを行う事業実施主体は、1 の (1) の成果目標を必要とせず、対象廃棄工場における契約済麦が生じないこと又は対象廃棄工場から他の製粉工場等への契約済麦の引渡し100%を成果目標とする。 (3) 第 1 の 3 の取組を行う事業実施主体は、1 の (1) の成果目標に加え、多角化した企業の販売金額又は販売数量の 5 %以上増加を成果目標とする。 2 目標年度 本事業の目標年度は、事業実施年度から 3 年以内とする。

(別表 2)

採択要件
採択要件は次に掲げる要件を全て満たすものとする。 (1) 第 1 の 1 の (1) のアの取組を行う場合は、契約済麦の引渡しを確実に実施すること。 (2) 第 1 の 2 の取組を行う場合は、単独又は複数の製粉企業等による事業実施計画において、第 1 の 1 の (1) のアの取組をあわせて実施することとし、再編合理化後の日産設備能力の削減を図ること。 (3) 第 1 の 3 の取組を行う場合は、単独又は複数の製粉企業等による事業実施計画において、第 1 の 1 の (1) のいずれかの取組を行うものであって、整備する施設等は、国内産麦を使用した製品を製造するものに限ること。 (4) 第 1 の 2 及び 3 の取組を行う場合には、原則として、1 事業実施計画当たりの総事業費（第 1 の 1 に係る事業費を除く。）が 5 千万円以上であること。

(別記 3)

精製糖工場等再編合理化事業

第 1 事業の概要

本事業は、持続的かつ安定的な供給体制を確立するため、精製糖工場、化工でん粉製造工場及び糖化製品製造工場（以下「精製糖工場等」という。）のより効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力強化を図るための取組を支援するものとする。

本事業においては、精製糖工場等の再編合理化を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。この場合、事業実施主体においては、第 7 の 2 に定める精製糖工場等再編合理化計画（以下「再編合理化計画」という。）を作成しなければならない。

1 精製糖工場等の合理化

精製糖工場等の稼働率の向上等に向けた既存工場の廃棄・撤去

2 精製糖工場等の高度化

精製糖工場等の稼働率の向上等に向けた設備の高度化

第 2 事業の実施基準等

1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。

2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

3 第 1 の 2 の補助の対象となる機械器具設備等は新品に限るものとし、既存機械器具設備等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、補助の対象外とする。

4 施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とする。

5 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とするものとする。

第 3 採択要件

採択要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 取組の内容が、第 4 の成果目標に沿っていること。

(2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。

(3) 整備を予定している施設等が、第 4 の成果目標の達成に直結するものであること。

第 4 成果目標及び目標年度

- 1 実施要綱第4の政策統括官が別に定める成果目標は、次に掲げる目標を設定するものとする。
 - (1) 再編後の工場の稼働率を80%以上
 - (2) 再編後の製造コストを2%以上削減
 - (3) 再編後の工場の稼働率が20%以上向上
- 2 本事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。

第5 補助対象施設の基準等

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

1 精製糖工場等の合理化

(1) 補助対象となる精製糖工場等

補助対象となる精製糖工場等は、再編合理化計画において、廃棄の対象となっている精製糖工場等（以下「廃棄工場」とする。）の原料の受入段階から製品の出荷段階までの製造施設・建物とする。

(2) 補助対象経費

ア 施設等の廃棄・撤去

補助対象は、2の(2)に掲げる設備等の廃棄・撤去に要する経費（他の精製糖工場等への譲渡に係る経費を除く。）とする。

なお、廃棄工場の設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。また、補助対象経費には、精製糖工場等の廃棄後の整地（舗装等を行っていない更地にする場合に限る。）に係る経費も含めることができるものとする。

イ 廃棄工場の施設等の残余財産相当額の補填

(ア) 補助対象は、2の(2)に掲げる精製糖工場等の施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は補助対象としない。

(イ) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、当該精製糖工場等において（ア）の耐用年数以上に設定されている施設等であって、かつ、アの要件を満たすものに限り、補助対象とすることができる。

(ウ) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

- a (ア) 又は（イ）の施設等（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄工場の営業年度又は事業年度等をいう。第5において同じ。）における当該対象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

- b 廃棄工場において、対象施設等と当該対象施設等について資本的支出に係る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて個別に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象としない。
 - c 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ個別の減価償却資産として区分し、それぞれについて（ア）、（イ）並びに（ウ）の a 及び b の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。
- （エ）対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。再編合理化計画が策定されている場合にあっては、策定された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価が（ウ）の a の規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

2 精製糖工場等の高度化

（1）補助対象となる精製糖工場等

補助対象となる精製糖工場等は、再編合理化計画において、製造コストの削減等に向けた効率的な加工体制等を構築するために施設等の整備を行うこととしている精製糖工場等とする。

（2）補助対象経費

次に掲げる施設等の設備に要する経費とする。

ア 補助対象施設

原料入荷設備、洗糖・分蜜設備、洗浄・ろ過設備、濃縮・結晶設備、製品分蜜・乾燥設備、包装設備、製品出荷設備、副産物処理設備、その他精製糖等の製造に必要となる附帯設備及び製造施設等を覆うために必要な建築物、制御室（機械設備を集中的に管理運営するための建築物）等の必要な建築物

イ その他

機械器具設備及び上屋等の設備に係る設計費及び諸経費

第6 補助金の上限

本事業に係る補助金の上限は、1 再編合理化計画当たり12億6千万円とする。

第7 事務手続

1 事業実施計画の作成

- （1）実施要綱第5に基づく、精製糖工場等再編合理化事業における事業実施計画の作成及び申請は、別記様式1号により行うものとする。
- （2）事業実施計画の提出、承認等

ア 事業実施計画の策定主体は、（1）より作成した事業実施計画及び2で作成した再編合理化計画を農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に提

出するものとする。

イ 政策統括官は、別記様式 3 号により承認された事業実施計画の策定主体に対し、承認した旨を通知するものとし、承認されなかった事業実施計画の策定主体に対しては承認しなかった旨を通知するものとする。

2 再編合理化計画の策定

(1) 再編合理化計画の趣旨

精製糖工場等の製造施設等の再編合理化により効率的な加工体制を構築し、製造コストの削減等による競争力の強化を図ることを旨とした計画とする。

(2) 再編合理化計画作成主体

再編合理化計画は、事業実施主体が策定するものとする。

(3) 再編合理化計画の作成

再編合理化計画は別記様式 2 号により作成するものとし、目標年度は計画策定年度から 3 年以内とする。

3 費用対効果分析

本事業における費用対効果については、別記 3-1 「精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画と併せて政策統括官に提出するものとする。

4 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、本対策の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式 4 号により、本事業の実施状況を、政策統括官に報告するものとする。

(2) (1) の報告を受けた政策統括官は、その内容について検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

5 事業実施結果の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況については、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1) 事業実施主体による事業評価の実施

事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式 5 号により、その結果を目標年度の翌年度の 7 月末日までに、政策統括官に報告するものとする。

(2) 政策統括官による事業評価

ア (1) により報告を受けた政策統括官は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画書等との整合等を確認するものとする。

イ 政策統括官は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ イにより政策統括官から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価

を実施し、速やかに政策統括官に報告するものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

政策統括官は、(2) による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式6号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

(4) その他

政策統括官は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

6 実施要綱第5の1の(2)の計画の重要な変更は、次に掲げるものとし、重要な変更に係る手続は第7の1の(2)に準じて行うものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施主体の変更

(3) 施設及び設備の変更

(4) 事業費の3割を超える増減

第8 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(別記 3 - 1)

精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施手法

第1 趣旨

精製糖工場等再編合理化事業に係る費用対効果分析の実施に当たっては、第2から第4までに定める手法により行うものとする。

第2 費用対効果の算定方法

- 1 費用対効果の算定は、原則として、次式により行うものとする。

投資効率＝妥当投資額÷総事業費

- 2 妥当投資額の算定は、次の(1)から(4)までにより行うものとする。

- (1) 妥当投資額は、次式により算定するものとする。施設等の整備に伴う既存施設等の廃用による損失額（以下「廃用損失額」という。）がある場合には、当該廃用損失額を控除することにより妥当投資額を算出するものとする。

妥当投資額＝年総効果額÷還元率－廃用損失額

- (2) 妥当投資額の算定に用いる年総効果額は、第3に掲げる効果項目ごとの年効果額を合算して算定するものとする。

- (3) 妥当投資額の算定に用いる還元率は、次式により算定するものとする。

還元率＝ $\{i \times (1 + i)^n\} \div \{(1 + i)^n - 1\}$ （別表1参照）

i ＝割引率＝0.04

n ＝総合耐用年数＝事業費合計額÷施設等別年事業費の合計額

ただし、施設等別年事業費＝施設等別事業費÷当該施設等耐用年数

この場合において、当該施設等耐用年数は、財務省令及び交付規則別表に定めるところによる。

- (4) 算定の基礎とする数値は、事業実施計画（様式4-3-1）の内容と整合性のとれたものでなければならない。

- 3 総事業費は、効果の発生に係る施設等の合理化・高度化のための廃棄及び整備の投下資金の総額とする。

第3 投資効率の算定に用いる年効果額等

投資効率の算出に用いる年効果額等の算定は、次により行うものとする。

- 1 精製糖等製造の合理化・高度化に係る効果

- (1) 効果の内容

精製糖等製造の合理化・高度化に係る効果は、次のア及びイに掲げる効果をいう。

ア 製造コスト削減効果

当該施設等の合理化・高度化を通じ、工場の稼働率等が向上し、製造コストが削減する効果

イ 設備維持管理コスト削減効果

老朽化した旧設備を合理化・高度化することにより、修繕費等の設備の維持管理コストが削減される効果

- (2) 算出方法

精製糖等製造の向上に係る効果の年効果額は、次のア、イ及び(3)により算定する年効果額の合計額とする。

ア 製造コスト削減効果

現在の精製糖等の年間1トン当たり製造コストと高度化後の年間1トン当たり製造コ

ストの差とする。

イ 施設維持管理コスト削減効果

現状の施設の維持管理に係る年経費と整備後の施設の維持管理に係る年経費との差とする。

(3) その他の効果

(1)に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

2 その他の効果

1に掲げる効果以外の効果について、その発生が明らかであり、かつ、算定が可能な場合に、効果の内容、算出方法等につき事業承認者が適当と認めるときは、当該効果について年効果額を算定することができる（様式は任意とする）。

第4 費用対効果（投資効率）算定の様式

費用対効果（投資効率）算定に当たっては、第2及び第3に定めるところに従い、別紙様式により行うものとする。

別表1

還元率一覧表

n	還元率	n	還元率
5	0.2246	33	0.0551
6	0.1908	34	0.0543
7	0.1666	35	0.0536
8	0.1485	36	0.0529
9	0.1345	37	0.0522
10	0.1233	38	0.0516
11	0.1142	39	0.0511
12	0.1066	40	0.0505
13	0.1001	41	0.0500
14	0.0947	42	0.0495
15	0.0899	43	0.0491
16	0.0858	44	0.0487
17	0.0822	45	0.0483
18	0.0790	46	0.0479
19	0.0761	47	0.0475
20	0.0736	48	0.0472
21	0.0713	49	0.0469
22	0.0692	50	0.0466
23	0.0673	51	0.0463
24	0.0656	52	0.0460
25	0.0640	53	0.0457
26	0.0626	54	0.0455
27	0.0612	55	0.0452
28	0.0600	60	0.0442
29	0.0589	80	0.0418
30	0.0578	90	0.0412
31	0.0569	100	0.0408
32	0.0559		

(別記4)

乳業工場機能強化事業実施要領

第1 事業の概要

本事業においては、乳業の国際競争力や生乳の生産基盤の維持・強化を図るため、乳製品工場（乳製品（乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）第2条第12項に規定する乳製品をいう。以下同じ。）及び乳製品の製造に伴って生産されるもの又はその構成要素を抽出したものを製造する工場をいう。以下同じ。）において製造されている乳製品のうち、ハード系チーズや脱脂粉乳等の輸入品との競合が想定される品目から、ソフト・フレッシュ系チーズや生クリーム等の今後の需要が見込まれる品目への製造転換に必要な施設・設備等の廃棄及び整備を実施できるものとする。

第2 事業の実施基準等

- 1 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に終了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省官房長通知）によるものとする。
- 3 第1の補助の対象となる機械・器具・設備等は新品に限るものとし、既存の機械・器具・設備等の代替として同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新と見込まれる場合）については、本事業の補助の対象外とする。
- 4 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費については、本事業の補助の対象外とする。

第3 事業実施主体及び要件

実施要綱別表の事業実施主体の欄の農業協同組合、農業協同組合連合会及び乳製品製造を行う食品事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

- 1 事業実施主体が施設等の管理及び運営に当たり、適切に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていること。

- 2 事業実施主体において、自己負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれること。

第4 採択要件

実施要綱別表の採択要件の欄の生産局長等が別に定める要件は、次に掲げるとおりとし、これらを全て満たす場合に限り、実施要綱第5に定める事業実施計画を採択するものとする。

- 1 本事業により、地域の生乳需給や集送乳の合理化等に支障をきたさないことが確実であること。
- 2 本事業に取り組む乳業工場における1日当たり生乳処理量が2トン以上であること。

第5 成果目標及び目標年度

実施要綱第4の生産局長等が別に定める成果目標は、次に掲げるとおりとする。

1 成果目標

成果目標は、本事業に取り組む工場において新たに製造する乳製品の製造量を指標として設定するものとする。

2 目標年度

本事業の目標年度は、事業実施年度から3年以内とする。

第6 補助対象経費

1 製造ラインの転換

補助対象経費は、輸入品との競合が見込まれる品目から今後の需要増が見込まれる品目への転換に必要な次に掲げる設備の廃棄及びこれと一体的に実施する整備等に要する経費とし、設備の廃棄等を実施する工場と整備を実施する工場は、必ずしも同一でなくてもよいものとする。

また、廃棄に係る乳製品製造設備等を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業実施計画が作成されている場合にあっては、作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。

（1）機械器具設備

計量、保管・貯蔵、製造、搬送、洗浄、電気・動力、配管、排水・汚水処理、ボイラー、換気・空調、その他乳製品の製造に必要な機械

（2）設計費等

機械器具設備等の廃棄・整備に係る設計費及び諸経費

2 廃棄設備の残余財産相当額の補填

- (1) 補助対象は、1の(1)に掲げる設備等（取得年月が明らかであって、その取得価額が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について、耐用年数に応じて旧定率法又は定率法により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている設備等は補助対象としない。
- (2) 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該工場等において(1)の耐用年数以上に設定されている施設等であり、かつ(1)の要件を満たすものに限り補助対象とすることができる。
- (3) 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。
 - (ア) (1)又は(2)の設備等（以下「対象設備等」という。）を取得した営業年度（対象廃棄設備の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対象設備等の減価償却額は、当該対象設備等を取得した月にかかわらず、当該営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。
 - (イ) 本事業により廃棄する製造ラインにおいて、対象設備等と当該対象設備等に関する資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象設備等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。
 - (ウ) 対象設備等について、資本的支出がなされ、当該対象設備等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象設備等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについて(1)、(2)並びに(3)の(ア)及び(イ)の規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

第7 事業の実施手続等

1 事業実施計画の作成等

実施要綱第5の1の(1)に基づく事業実施計画の作成については、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実施計画の趣旨

乳製品を製造する乳業工場において、今後需要の伸びが見込まれる品目への製造転換により、生乳需要の確保、乳製品の高付加価値化及び工場の安定操業等を図ることを主旨とした計画とする。

(2) 事業実施計画の作成

事業実施計画は、別記様式第1号により作成するものとし、計画の目標年度は事業実施年度から3年以内とする。

(3) 地方農政局長等の承認

地方農政局長等は、実施要綱第5の2の(3)により事業実施計画を承認する場合には、事業実施主体に対し、別記様式2号により通知するものとする。それ以外の事業実施候補者に対しては、承認がされなかった旨を通知するものとする。

また、事業実施計画の作成に当たっては、あらかじめ、関係各所と十分な調整、協議を行った上で作成するものとする。

2 事業実施計画の変更

実施要綱第5の1の(4)の生産局長等が別に定める計画の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業費の30%を超える増減又は補助金の増を伴う事業費の増
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) その他農政局長等が必要と認める場合

第8 事業実施状況の報告

実施要綱第6の事業実施状況の報告については、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施主体は、本事業の実施初年度から目標年度までの間、毎年度、別記様式第3号により、本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 1により報告を受けた地方農政局長等は、その内容を検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対し、改善指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第9 事業実施結果の評価

実施要綱第7に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第4号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

(1) 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を別記様式第5号により点検するものとする。

また、点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画との整合等を確認するものとする。

(2) 地方農政局長等は、(1)の点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

(3) (2)により地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、2による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない等、当初の計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断された場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、1年間目標年度を延長し、再度、1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

4 その他

地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第10 国の助成措置

実施要綱第11の生産局長等が別に定める関連施策は、乳業工場の製造コストの低減、機能高度化等を図るための乳業の再編・合理化に関するものとする。

第11 補助金の返還

国は、本事業において導入した施設が事業実施計画に従って適切かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

(別記 5)

再編合理化等推進事業

第 1 事業の概要

本事業においては、実施要綱別表の事業内容の欄の 1 から 4 までの事業（以下「補助対象事業」という。）の再編合理化等を促進するため、次に掲げるメニューを実施できるものとする。

1 再編合理化等に係る計画の作成に向けた検討会の開催

補助対象事業の実施を検討する地域における再編の方向性等を定める計画の作成に必要な検討会の開催

2 再編合理化等に係る計画の作成・調整

補助対象事業に係る再編合理化等の計画の作成及び計画等の実行に必要な関係者間の調整

第 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、都道府県又は市町村を必須の構成員とし、農業関係機関等（農業協同組合、農業共済組合、農業委員会等）、本事業における取組に参加する生産者、加工業者、流通業者、研究者、経営管理等各種専門家等により構成される協議会とする。

第 3 補助対象要件

事業実施主体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

1 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

2 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第 4 補助対象経費

本事業の補助対象経費は、別表に掲げる経費であり、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

第 5 成果目標及び目標年度

1 成果目標は事業実施期間中に補助対象事業に係る再編合理化等の計画を作成するとともに、目標年度において当該計画に基づく再編整備を実施することとする。

2 本事業の目標年度は、事業実施主体が事業実施計画に定める年度とする。

第6 事務手続

1 事業実施計画の提出、承認等

(1) 事業実施主体は、事業実施計画を別記様式第1号により作成するものとし、地方農政局長（北海道にあつては生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務所長。ただし、実施要綱別表の2及び3事業にあつては、政策統括官。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

(2) 地方農政局長等は、事業実施計画の承認を行うに当たっては、承認された事業実施主体に対し、別記様式2号により、承認した旨を通知するものとし、承認されなかった事業実施主体に対しては承認しなかった旨を通知するものとする。

2 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、別記様式第3号により本事業の実施状況を地方農政局長等に報告するものとする。

(2) (1)の報告を受けた地方農政局長等は、その内容について検討し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 事業実施結果の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況については、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

(1) 事業実施主体による事業評価の実施

事業実施主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第4号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。

(2) 地方農政局長等による事業評価

ア (1)により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等との整合等を確認するものとする。

イ 地方農政局長等は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指導するものとする。

ウ イにより地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、(2)による事業評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合には、事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、別記様式第5号に定める改善計画を作成させるものとする。この場合において、事業実施主体は、更に1年間目標年度を延長し、再度(1)の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

(4) その他

地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

別紙 1

補助対象経費

再編等合理化推進事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に必要な経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献のに係る経費	
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な次の物品に係る経費 ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ C D－R O M等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。

旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

注) 上記の経費であっても、次の場合には認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体で具備すべき備品・物品等を購入ないしリース・レンタルする場合